

平成29年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

第1回 (7月) 会議録

招 集 期 日	平成29年7月21日	13時30分	場 所	行政センター 委員会室	
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 者	開会	平成29年7月21日	13時40分	招 集 者	町 長 齊 藤 純 雄
	閉会	平成29年7月21日	14時30分	会 長	日 下 文 雄
会 長	日 下 文 雄		職 務 代 理	畑 山 証	

委員の応招、並びに出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	畑 山 証	出席	6	高 田 輝 雄	出席	11	中 川 清 美	出席
2	静 川 広 巳	出席	7	三 宮 憲 一	出席	12	三 次 博 之	出席
3	鎌 田 和 久	出席	8	折 坂 義 一	出席	13	日 下 文 雄	出席
4	位 田 勝	出席	9	東 藤 晃 義	出席			
5	今 田 厚 子	出席	10	森 川 敏 昭	出席			
農業委員会事務局職員	事務局長	大 平 英 祐	書 記	主査: 木村秀幸				

議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	
----	--	-----	--

議事日程並びに会議事件

日程第1		仮議席の指定について
日程第2	選挙第1号	浦臼町農業委員会会長の互選について
日程第3		会期の決定について
日程第4	選挙第2号	浦臼町農業委員会会長職務代理者の互選について
日程第5		議席の決定について
日程第6		会議録署名委員の指名について 1番 畑山 委員、2番 静川委員
日程第7	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
日程第8	報告第2号	農地等現地確認について
日程第9	議案第1号	農地移動適正化あっせん事業地区別構成について
日程第10	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について

議事の顛末

町 長	<p>ただ今より浦臼町農業委員会総会を開催致します。</p> <p>制度改正後の最初の農業委員会総会であり、会長互選までの間、仮議長において議事を進行されることが望ましいと考えますので、慣例により町長において仮議長を指名してよろしいか伺います。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
町 長	<p>全委員の賛意を頂戴いたしましたので指名させていただきますが、慣例により出席議員の中より、東藤委員を仮議長に指名致します。 東藤委員、議長席にご着席願います。</p> <p>(東藤委員議長席に着席)</p> <p>それでは、招集者である町長の用務を終了致しましたので退席致します。</p>
仮議長	<p>ただ今、町長より仮議長に指名されましたので臨時の議長の職務を行います。 どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>只今から平成29年第1回浦臼町農業委員会総会を開催致します。</p> <p>日程第1 仮議席の指定を行います。</p> <p>仮議席は、只今着席の席とします。</p> <p>日程第2 選挙第1号、浦臼町農業委員会会長の互選についてを議題とします。 農業委員会等に関する法律第5条題1項の規定による浦臼町農業委員会会長を、同条第2項の規定に基づき互選することになっております。 よって会長の互選の方法についてを、お諮りします。 投票によって行うのが原則としますが、指名推薦の方法もあります。 ただし、指名推薦の場合には、全員による同意が必要となります。 いずれに致しますか。</p>
委 員	<p>指名推薦の声有り。</p>
仮議長	<p>指名推薦の声がありますが、ご異議ございませんか。</p> <p>指名推薦の場合、全員の同意を必要と致しますので賛成の方はご起立願います。</p> <p>(全委員の起立を確認)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、互選の方法は指名推薦によって行うことに決定しました。 指名の方法ですが、従来は、鶴沼・浦臼・晩生内の3地区から2名ずつ、</p>

計6名の選考委員を挙げて推薦していますが、これに異議ありませんか。

全委員

異議なし。

仮議長

異議なしと認めます。

それでは、各地区から2名ずつ選考委員を選出し、会長を互選することにします。選考委員が決まりますまでの間、暫時休憩とします。決まりしだいお知らせ願います。

(暫時休憩)

仮議長

会議を再開します。

選考委員を発表致します。鶴沼地区 位田委員、折坂委員。浦臼地区 森川委員、中川委員。晩生内地区 三宮委員、高田委員。

只今指名された方は、別室を用意してありますので、別室で選考願います。選考の結果が出るまでの間、暫時休憩とします。

(暫時休憩)

仮議長

会議を再開致します。それでは選考の指名の発表をお願い致します。

選考
委員長

選考委員の中で私が選考委員長を務めさせていただくことになりました。選考の結果、会長に晩生内地区の日下委員を指名致します。

仮議長

ただいま選考委員長より選考の結果日下委員を指名推薦とする発言がありました。被指名人を似て当選人と定めることにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

仮議長

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した日下委員が、浦臼町農業委員会会長に当選されました。会長に当選されました日下委員より発言を求められておりますので、これを許します。

日下委員

会長となりましたので、今後とも委員皆様と協力して進めていきたいと思っております、よろしくお願い致します。

仮議長

これで仮議長の職務を全て終了致しました。御協力有り難うございました。日下会長、議長席にお着き願います。

議 長 日程第3 会期を定めることについてを議題とします。
本日の第1回浦臼町農業委員会総会の会期は本日1日限りとすること
にご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議 長 異議なしと認めます。
よって会期は本日限りと決定致しました。

議 長 日程第4 選挙第2号、浦臼町農業委員会会長職務代理者の互選につ
いてを議題とします。 農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定
に基づき、浦臼町農業委員会会長職務代理者を互選することとなっております。
よって、会長職務代理者の互選の方法について、お諮りします。
投票によって行うのが原則と致しますが、指名推薦の場合には、全委員
による同意が必要となります。 いずれに致しますか。

委 員 指名推薦の声有り。

議 長 指名推薦の声がありますが、ご異議ございませんか。
指名推薦の場合、全委員の同意を必要と致しますので賛成の方はご起
立願います。

(全委員の起立を確認)
議 長 異議なしと認めます。
したがって、互選の方法は指名推薦によって行うことに決定しました。
それでは、先ほどと同様選考委員は別室で選考をお願い致します。
選考の結果が出るまでの間、暫時休憩とします。

(暫時休憩)

議 長 それでは、会議を再開致します。 選考委員長より指名の発表をお願
い致します。

選考
委員長 選考の結果、職務代理に浦臼地区の畑山委員を指名致します。

議 長 ただいま、選考委員長より選考の結果、畑山委員を指名推薦ありまし
たが、被指名人を似て当選人と定めることにご異議ございませんか。

全委員 異議ありません。

- 議 長 異議なしと認めます。
したがって、ただいま指名した畑山委員が浦臼町農業委員会会長職務代理者に当選されました。
会長職務代理者に当選されました畑山委員より発言を求められておりますのでこれを許します。
- 畑山委員 職務代理となりましたので、皆様と協力して、取り組んでいきたいと思っております。よろしくお願い致します。
- 議 長 日程第5 議席の決定についてを議題とします。 議席の決定につきましては、浦臼町農業委員会会議規則第4条の規定によりクジとなっております。尚、会長は13番。会長職務代理者の議席は、1番となるのが慣例となっております。
くじびきをお願いします。
- 議 長 議席番号と指名を事務局長に朗読させます。
- 局 長 それでは議席番号と指名を申し上げます。
議席番号1番 畑山委員、2番 静川委員、3番 鎌田委員、4番 位田委員、5番 今田委員、6番 高田委員、7番 三宮委員、8番 折坂委員、9番 東藤委員、10番 森川委員、11番 中川委員、12番 三次委員、13番 日下委員 以上でございます。
- 議 長 議席が決まりましたので、それぞれただいまの指定の議席にお着き願います。
- 議 長 日程第6 会議録署名の指名ですが、会長が指名することでご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議 長 それでは、1番畑山委員、2番静川委員を指名します。
日程第7以降につきましては、事務局長より説明致します。
- 局 長 第1回浦臼町農業委員会総会に提案されました議案並びに日程について報告致します。 本日提案されました報告は、2件、議案2件です。
日程第7、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による合意解約について、1件でございます。

日程第 8、報告第 2 号、農地等現地確認について、1 件でございます。
日程第 9、議案第 1 号 農地移動適正化あっせん事業地区別構成について、日程第 10、議案第 2 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、使用貸借 2 件でございます。

以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。

議 長 日程第 7 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について、を議題とします。

議 長 この件について、委員に関する事項で有りますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定に基づき委員に一時退席を願います。関係議事終了後に入室、着席して頂きます。

議 長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の 4 ページをお開き願います。
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について
下記の者から農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知がありましたので報告いたします。

平成 29 年 7 月 21 日報告 浦臼町農業委員会会長 日下文雄

1. 土地及び関係人の表示、所在は「字・・・」「・・・番地・」ほか
・筆、地目については公簿、現況ともに一覧のとおりで、農地の面積は
「田」で 71,010 平方メートル「畑」で 6,032 平方メートル
農地の合計は 77,042 平方メートルです。貸主は「・・・」さん。
借主は「・・・」さんです。

摘要は合意解約。農地法第 3 条 使用貸借 許可番号・・・号。

昭和 61 年 5 月 17 日からの使用貸借でしたが、平成 29 年 7 月 6 日に合意解約の通知書が提出されております。図面は 5 ページと 6 ページになります。場所は鶴沼地区で、国道 275 号沿いの・・・宅周辺と町道・・・沿いの石狩川堤防に隣接している農地であります。

合意解約した農地については、本日の議案に提出いたしますが、・・・さんから、・・・の・・・さんへの経営移譲の前段としての合意解約であります。議案 4 ページの説明は以上であります。

議 長 只今、説明のありました、この件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 (異議なし)

議 長 それでは、この合意解約については、報告通り承認します。
・ ・ 委員の入室をお願いします。

議 長 日程第 8、報告第 2 号、農地等現地確認についてを議題とします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の 7 ページをお開き願います。
報告第 2 号 農地等現地確認について、下記の者から農地等現地確認の
願い出があり、現地を確認いたしましたので報告いたします。
平成 2 9 年 7 月 2 1 日報告。浦臼町農業委員会会長 日下文雄
1 . 土地及び関係人の表示、所在は「字・ ・ ・ 」「・ ・ ・ 番地」 ほか・
筆。地目については公簿と現況はご覧のとおりです。
現地確認した農地の面積は 8 , 5 0 1 平方メートルです。
申請人は「・ ・ ・ ・ 」さん。場所につきましては 8 ページになります。
申請地については、晩生内地区で町道・ ・ 線から北側に位置した所で、
・ ・ ・ さんの耕作地に隣接しており、現況を非農地とするためでありま
す。平成 2 9 年 7 月 1 0 日に地区委員長 3 名と事務局で現地を確認いた
しました。議案 1 8 ページの説明は以上でございます。

議 長 それでは、現地確認の状況報告を現地調査した代表委員よりお願いしま
す。

委 員 前あっせん委員長をしていた私から報告致します。若木、日下、畑山の
委員と事務局の 4 名で確認しました。写真と地図を載せていますが、わ
かりにくくと思います。国道から見れば・ ・ 氏宅から南に入ったところの、
すぐ崖の上になります。現況は農地外で木も生えていることを確認して
きました。

議 長 ありがとうございます。
この件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 異議なし

議 長 それでは、この件につきましては、報告通り承認します。

議 長 日程第 9 議案第 1 号 農地移動適正化あっせん事業地区別構成につい
てを議題とします。事務局の説明をお願いします。

局 長 議案第 1 号 農地移動適正化あっせん事業地区別構成について。浦臼町

農地移動適正化あっせん事業組織要領のあっせん委員を次のとおり構成する。平成29年7月21日提出 浦臼町農業委員会会長 日下文雄。

農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づき農地の移転等についてあっせん委員の構成を作るものであります。

現在、鶴沼地区は、位田委員、折坂委員、東藤委員、三次委員の4名。浦臼地区の委員は、今田委員、静川委員、中川委員、畑山委員、森川委員の5名。

晩生内地区の委員は、鎌田委員、日下委員、三宮委員、高田委員、の4名であります。そこで、それぞれの地区別に委員長、副委員長を選出して頂きたいと思います。以上です。

議長 それでは、地区ごとに分かれて委員長、副委員長を選出していただきたいと思います。なお、選出の結果は事務局へ報告して下さい。それまで、暫時休憩と致します。

(暫時休憩)

議長 会議を再開致します。
それでは、事務局より委員長、副委員長の発表をお願いします。

事務局 ただいま、それぞれの地区より委員長、副委員長の指名がありましたので報告致します。鶴沼地区 委員長位田委員、副委員長三次委員。浦臼地区 委員長森川委員、副委員長畑山委員。晩生内地区 委員長三宮委員、副委員長高田委員。以上です。

議長 あっせん委員長、副委員長がそれぞれ決定したわけですが、公平、公正を欠いてはならない「あっせん事業」に係るのでよろしくお願い致します。

議長 日程第10、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

議長 この件について、・・・委員に関する事項で有りますので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき・・・委員に一時退席を願います。関係議事終了後に入室、着席して頂きます。

議長 事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の10ページをお開き願います。
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

下記の者から農地法第3条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。

平成29年7月21日提出。浦臼町農業委員会会長 日下文雄

1. 土地及び関係人の表示、所在は「字・・・」「・・・番地」 他・筆。地目については公簿と現況は一覧のとおりで、

農地の面積は「田」で71,010平方メートル「畑」で6,032平方メートル、合計面積は72,042平方メートルです。

貸主は「・・・」さん。借主は「・・・」さんです。

貸付、借受理由は、「経営譲渡による使用貸借」、使用期間は、10年間です。図面は11ページと12ページになります。

場所は議案4ページで説明しましたとおりで、一団地の農地であります。農地法第3条第2項の各号の判断ですが、13ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案10ページの説明は以上であります。

議長 只今、説明のありました件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 (異議なし)

議長 それでは、この件については、許可することで決定致します。次に14ページ、(貸主)・・・(借主)・・・について、審議致します。事務局の説明を、お願いします。

事務局 議案の14ページをお開き願います。

1. 土地及び関係人の表示。所在は「字・・・」「・・・番地」 ほか・筆。地目については公簿、現況は一覧のとおりで、

農地の面積は「田」で171,318平方メートル、

「畑」で15,613平方メートル、農地の合計は186,931平方メートルです。貸主は「・・・」さん借主は「・・・」さん

です。貸付、借受理由は、「経営譲渡による使用貸借」

使用期間は、10年間です。図面は15ページから17ページになります。場所は鶴沼地区で・・・宅から北西の線路に隣接した所と、鶴沼公園の・・・に面した一団地の農地であります。

農地法第3条第2項の各号の判断ですが、18ページに調査書を添付しておりますとおり、各号に該当しないため、許可要件を全て満たしております。議案14ページの説明は以上であります。

議長 これより、この件について、ご意見、ご質問をお受けします。

全委員 (異議なし)

議 長

それでは、この件については、許可することで決定致します。
・・委員の入室をお願いします。

議 長

以上で、本日提案されました議案は、全て審議終了しました。
これをもちまして第1回 浦臼町農業委員会総会を閉会致します。